

公示送達書

下記の送達する書類について送達を受けるべき者に送達できないので、地方税法第20条の2の規定に基づき公示送達します。

なお、送達する書類は橋本市総務部税務課で保管し、送達を受けるべき者からの申出により交付します。

交付を受けない場合、送達する書類は、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

令和8年4月20日

橋本市長 平木 哲朗

記

送達する書類	令和7年度 市民税・県民税・森林環境税 納税通知書			
送達を受けるべき者	住 所	兵庫県加東市滝野2269番地ブランドール306号	氏 名	NGUYEN ANH DU C
	住 所		氏 名	以上
	住 所		氏 名	
	住 所		氏 名	
	住 所		氏 名	
	住 所		氏 名	
	住 所		氏 名	
	住 所		氏 名	
	住 所		氏 名	
	住 所		氏 名	
	住 所		氏 名	
	住 所		氏 名	
	住 所		氏 名	